# 新 旧 対 照 表

事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)					(付表) 事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書								
平成 年分)	£	名		_	( 112 eA	年分)							
種 類 ①					(+/)						氏 名		
#   §						種			<b>#</b> (1)				
					供供	設 (6	<i>D</i>	名	称 ②				
産産年月日③			平・・		用産	颁 作	年 年	月	в ③			.	
リース契約期間の月数④	月	月		月	廃	リース	契 約 期	間のり	<b>*</b> 4	Я		月	
L 区対象事業の用に供した年月日 ⑤	平 · ·	F	平 · ·		1年 区	対象事業	きの用に #	もした年	я в (5)				
対象事業の用に供しなくなった年月日 ⑥	平 • • 5	p	平・・		設	対象事業の	角に供しな	くなった年	月日 ⑥				
# 分 対象事業の用に供した月数(⑥~⑤) ⑦	月	月		月	備。分		用に供した			月		月	
7)	円	円		用		リー				pr.	i	PI	
税度リース費用の総額⑧					組 陳 額							-	
控相 基 準 リ ー ス 料 (⑧× <u>60</u> ) ⑨   除当					腔相 除当		J - z						
限額 リース税 額 控 除 限 度 額 (⑨× <sup>7</sup> 100) ⑩	(A)	3)			<b>设额</b>	リース税	額控除限度	糖 ( ⑨×	7 100	(A)	<b>B</b>		
供に除 供用年のリース特別控除額 (前年分の本表の図)					本供に用料	驗	₽のリー > (前年分の2		(I)				
本廃け施 長止る額(A) 又 は ( A) + (B) (2)		<b>ゆ</b> のA	⑩のA+B		表 魔けの 止る	額(名)又	<b>⊯</b> (	A) + B	) 12		1000A)	00	DのA)+B)
か 設りの (					製 機 関リス 報	. TE   42	2) (赤字 6	つとき は	0) (3)		-		
数 供税 対 用額 供用年リース税額控除実施額 ○						供用年	リース税						
質 年 控 (他と③のいずれか少ない方の金額) と 供用度に砂造に及る締飾リーフが経体や限度の認識				_	控除供用		③のいずれかる る繰越リース		υ				
余 ((⑩-⑯)の計)					限産差		(①)一(A) のま 税 額 基		. #5		-		
変 差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額   (本表の②)		*			超	(	本表の② 係る繰越税割	)	060				
過 供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (前年分の本表の劉)					额	(前	年分の本表の	( <b>30</b> )	w	****	*		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		考			, (P)o		スに係る繰越 質(160-17)(赤		1.080 1		考		
空 余 ⑮と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲					除 (5)		ずれか少		-				
さ れ 同上のうち、指定事業の用に供し (頃× <u>4</u> - <u>⑦</u> ) あ 5 なくなった期間に対応する金額 (項× <u>4</u> - <u>⑦</u> )					れ同上	のうち、対象	!事業の用に供! に対応する金1	(19× 4-	- <u>(7)</u> ) 20		<b>事</b>		
金供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額		*				1年のリースタ	分に係る繰越報 年分の本表の	额控除限度基			項		
(前年分の本表の③)							年分の本表の		) 22		-		
+ ② - ⑱ (赤字のときは 0 )②	)	Ą			1 1 1		除限度超過額				-		
本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額 (効+20)							20 + 22)		(3)				

# 新 旧 対 照 表

## 改 正 後

## 事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の 計算上控除される金額に関する明細書(付表)

この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等を、その年の対象事業の用に供しなくなった場合に、平成15年改正前の租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。

この明細書は、「事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」(本表)とともに、 確定申告書に添付してください。

#### 記載要領

- (1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額(当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。)を記載します。
- 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4 (この制度は、平成15年3月31日をもって廃止されました。)

## 改 正 前

(付表)事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額 の計算上控除される金額に関する明細書

この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等を、その年の対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。

この明細書は、「事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」(本表)とともに、確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「④」欄及び「⑦」欄は、曆に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額(当該設備の賃借に係る費用以外の 費用の額は除きます。)を記載します。
- 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4